

再録

「良心的兵役拒否国家」をめざせ

小田実

ない。

日本は「良心的軍事拒否国家」であるべきだと、私は考えている。それが日本国憲法——「平和憲法」の「平和主義」に基づいた国のあり方であり、世界に貢献するやり方である。「平和主義」はただの平和愛好でも「護憲」でもない。「戦争に正義はない」とし、問題、紛争の解決を武力を用いず、「非暴力」に徹して行おうとする理念と実践が「平和主義」だ。私はここで理想や夢を語ろうとしているのではない。現実の事態に即して主張している。ドイツなど西欧民主主義には、戦後このかた「平和主義」の現実の政治の場での実践として「良心的兵役拒否」が法制度として確立されている。成年に達した若者は「兵役」につくか、「兵役」を「拒否」して「良心的兵役拒否者」になる。1999年度のドイツの「拒否」申請者は、前年度より2000人増して、17万4000人余。それに対して、99年度の「兵役」者は11万2000人にすぎ

ない。「拒否」はただ銃をとらないことではない。「拒否者」は「兵役」の「軍事的貢献活動（ミリタリーサービス）」に代わって、「兵役」期間以上、社会的弱者救済、救急活動、平和教育など種々の「市民的貢献活動（シビルサービス）」を行って、社会に奉仕、貢献する。今、ドイツで老人介護で働く「拒否者」は、全体の作業者の11%から17%。この数字はいかに彼らがドイツの福祉に貢献しているかを示している。これは消極的活動ではない。「拒否者」の一人が私に言った。「『軍事的貢献活動』では変わらない。『拒否者』の『市民的貢献活動』の『平和主義』の実践が社会をよくし、世界を変える。」戦争は戦争を産み、「正義の戦争」は多くがまやかしかつた。そして、兵器の進歩は、「正義の戦争」であろうとなかろうと、途方もない殺戮と破壊を人間にもたらした。戦争をやめないかぎり、世界は破滅す

る。この歴史、世界認識が「平和主義」を強固にし、「良心的兵役拒否」を法制度にした。同じ認識で、私は日本の国のあり方を「良心的兵役拒否」の延長線上において、「平和主義」の実践を行う「良心的軍事拒否国家」であるべきだと主張する。日本は「平和主義」の「平和憲法」を持ちながら、「軍事的貢献活動」の「拒否」はしても、国全体の政策としての「平和主義」の実践はなかった。コソボに対する「NATO（北大西洋条約機構）」軍の「空爆」が始まったとき、その重い歴史体験をもつギリシャは「NATO」の一員でありながら、民族の利害が複雑にからむバルカン半島での外国の介入は問題解決を更に困難にすると「空爆」に反対し、懸命に平和解決に努力した。ギリシャの努力はまさに「平和主義」の実践だが、「平和憲法」をもつ日本は何もしなかった。いや、「空爆」にいち早く「理解」を示し、「日米安保」を拡大、強化して、いっそう武力介入の側に身を寄せた。今、世界のはやりは「人道的武力介入」の名の下の戦争の「正義の戦争」化と実行、軍備、軍事連携の強化だが、武力介入はコソボをふくめて、た

いていが失敗してきている。東チモールの場合がまれな成功例だが、それは介入前後に「平和主義」の運動が国際的にも幅広く展開されてきたからだ。インドネシア、ユーゴスラビア、フイリピンにおける革命的な政権変革も、今は、市民の手によって非暴力でなされてきている。

詳しくは論じる余裕もないが（詳細は近著『ひとりでもやる、ひとりでもやめる』（筑摩書房）で書いた）、今、私たち日本の市民がすべきことは、せっかち、やみくもに「改憲」を論じ、動くより、あるいはただ「護憲」を叫ぶより、「平和主義」の原点に立ち戻って、いかに日本が「良心的軍事拒否国家」として「市民的貢献活動」の「平和主義」の実践を行い得るかを真摯に考え、論じ、実践することだ。国をあげての難民救済、世界の「反核」の実現、「途上国」の債務の軽減、解消、平和交渉の仲介、実現、あるいは個人の「良心的兵役拒否」と組み合わせると、若者達の災害救援——なすべきことは山とある。それは世界を助ける。平和に貢献する。

*編集部：今回掲載した文は、『市民の意見30の会・東京ニュース』65号（2001年4月1日）に掲載された小田実「良心的軍事拒否国家日本の実現に向けて」のなかに書かれた3本の内の一つです（初出『良心的兵役拒否国家』をめざ

そう」に加筆したもの。『市民の意見30の会・東京ニュース』63号、2000年12月1日）。小田が「良心的軍事拒否国家日本」の実現のためにホームページ立ち上げの呼びかけ文を65号に寄稿した際、「ぜひお読みください」としたもので

軍拡の歴史から何が学べるのか

山田 朗

現在の日本は、戦後最大の軍備拡張期に入った。本稿では、戦前期における3回の軍備拡張期を対象にして、軍備拡張と軍事同盟路線との関係性、軍備拡張と兵器開発、軍備拡張の帰結として戦争について検討し、そこから現代を生きる私たちが何を汲み取るべきなのかを考えたい。

日本近代史における顕著な軍備拡張期

明治維新からアジア太平洋戦争敗戦までの日本近代史において、顕著な軍備拡張の時期が3回ある。それらの時期の一般会計に占める軍事費の平均比率は、①日清戦争と日露戦争の間の1896（明治29）年から1900年の5年間で46・9%、②第2次世界大戦直後の1919（大正8）年から1922年の4年間で46・2%、③日中戦争前の1934（昭和9）年から

す。小田は「震災から憲法を見ると、二十五条（生存権、国の生存権保障義務）も危ない。一条（八条の天皇条項は無くすべきだろう。しかし、まずは九条の『平和主義』を実践することが最も大切だ。』とも呼びかけで述べています。

1937年の4年間で45・8%である（山田・1997、10-11頁）。

①の時期は、仮想敵をロシアに定め、イギリスの支援の下で海軍力の急速な増強が進められた。日露戦争時の日本海軍の戦艦6隻は全て、装甲巡洋艦8隻のうち4隻は最新のイギリス製であった（当時、戦艦と装甲巡洋艦を合わせて「主力艦」と言い、海軍力の中核であった）。これらの建造費と陸軍の師団増設（日清戦争時の8個師団から13個師団）が、軍事費を全体として押し上げた。

②の時期は、仮想敵をアメリカに定め、建艦競争を挑んだことによる軍事費の膨張である。1918年に改定された「帝国国防方針」に基づき「主力艦」群として「八・八艦隊」（新鋭の戦艦8隻・巡洋戦艦8隻）の完成が目指され、その結果、1921年度の一般会計に占める軍事費の割合は